

社会福祉法人こすもすの会

定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人こすもすの会定款（以下「定款」という。）第29条の規定に基づき定款の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 定款第4条に規定する役員報酬は、次のとおりとし当該年度の3月中に支払うものとする。

理事長……年額 60,000 円

役員……年額 15,000 円

（役員とは理事・監事をいう）

評議員……年額 15,000 円

2 役員会、評議員会等に出席した時の費用弁償と、この会の業務のため旅行した場合の旅費については、別に定める規則により支給する。

(理事長専決事項)

第3条 定款第9条に規定する日常の軽易な事項とは、次のとおりとする。

- ①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- ②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③債建の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えない

と認められる物品の売却又は廃棄

- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 入所者の預かり金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(理事会)

第4条 理事会は、年2回、3月及び5月に召集するほか、必要により随時開催する事ができる。

(職員定款)

第5条 定款第10条に規定する職員定数は、別に定める管理運営規則によるものとする。

(資産及び会計)

第6条 資産の管理及び会計処理は、別に定める規定によるものとする。

(施設)

第7条 この法人の設置する施設に関する規則は、別に定める。

附 則

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

この細則は、平成6年6月15日一部改正する。

この細則は、平成8年3月7日一部改正する。

この細則は、平成17年2月10日一部改正する。

この細則は、平成29年4月1日一部改正する。